

「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針」

大鵬薬品工業株式会社

2013年3月1日策定

(2024年10月1日改定)

大鵬薬品工業株式会社（以下、当社）は、「私たちは人びとの健康を高め 満ち足りた笑顔あふれる 社会づくりに貢献します。」の企業理念のもと、創業以来、全社一丸となって、世界中の患者さんや生活者の皆様に安心してお使い頂ける高品質な製品の提供、適正な安全性情報の伝達に取り組んで参りました。近年「患者参加型医療」の重要性が認識され、その実現に向けた取り組みが各方面で検討・実施されてきております。製薬企業としても、創薬段階から市販後における医薬品の適正使用推進や安全対策に至るまで、医薬品と患者さんが関わるあらゆる場面において、患者さんやそのご家族のニーズや悩みを理解して対応することの必要性を認識し、患者団体と積極的かつ継続的に協働する機会が増えてきています。また、行政、医療界ともに、「患者さんの声」をより重視するようになり、行政当局の委員会や検討会に患者団体の代表者が委員として参画することも増えてきました。このように患者団体の発言力・影響力が高まるなか、製薬企業は、患者団体との協働について、一般社会から正しい理解を得るために誠実な行動を続けるとともに透明性を確保する必要性が増しています。

このような背景を踏まえ、当社および日本国内のグループ会社（以下、総称して「大鵬グループ」）は、患者団体に提供している金銭的支援等について、一定のルールの下に情報を公開することにより、一層の透明性を確保し、社会からの高い信頼を得られる企業となることをここに表明いたします。

1. 目的

本指針の目的は、大鵬グループの活動における患者団体との関係の透明性を確保することにより、その活動が患者団体の独立性を尊重する高い倫理性と相互理解を担保したうえで患者団体の活動・発展に寄与していることについて広く理解を得ることとする。

2. 患者団体とは

患者団体とは、患者・家族、その支援者が主体となって構成され、患者の声を代表し、患者・家族を支えあうとともに、療養環境の改善を目指し、原則として、定款・会則に

より定義された役割や目的を持つ患者団体および患者支援団体とする。

3. 姿勢

患者団体との関係は、患者団体の独立性を尊重し透明性を確保する必要がある。透明性を確保するために、大鵬グループが関与している事実を明らかにし、資金提供については、活動の開始前に目的・内容等について書面等による契約または合意を取り交わし、記録を残すようにする。

大鵬グループが行う患者団体とのあらゆる活動は、日本製薬工業協会(以下、製薬協)で定める「製薬協企業行動憲章」、「製薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」、「製薬協コード・オブ・プラクティス」、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」、「患者団体との協働に関するガイドライン」、「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従い、患者団体との関係の透明性を確保することを表明する。

4. 公開対象と内容

大鵬グループは、直接的資金提供、間接的資金提供、大鵬グループからの依頼事項への謝礼等、労務提供を行った患者団体についてその内容を当社ウェブサイトを通じて公開する。

(ア) 直接的資金提供

対 象 ▶寄附金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等

内 容 ▶直接的資金提供を行った患者団体名および費用項目ごとの金額を記載する。

(イ) 間接的資金提供

対 象 ▶・患者団体支援を目的とした大鵬グループ主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用

・患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用

内 容 ▶間接的資金提供を行った患者団体名および間接的資金提供総額を記載する。

なお、患者団体ごと、費用項目ごとに分けて記載はしない。

(ウ) 大鵬グループからの依頼事項への謝礼等

対 象 ▶講師謝金、原稿執筆・監修料、調査費、アドバイザー等委託費用

内 容 ▶大鵬グループから依頼を行った患者団体名および費用項目ごとの金額を記載する。

(エ) その他

対 象 ▶労務提供

内 容 ▶提供した患者団体名を記載する。

5. 公開方法および公開時期

当社ウェブサイト等を通じ、前年度分の資金提供等について当社の決算発表後に公開する。

以上